

第3章 史跡大塚山古墳群の概要

第1節 指定に至る経緯

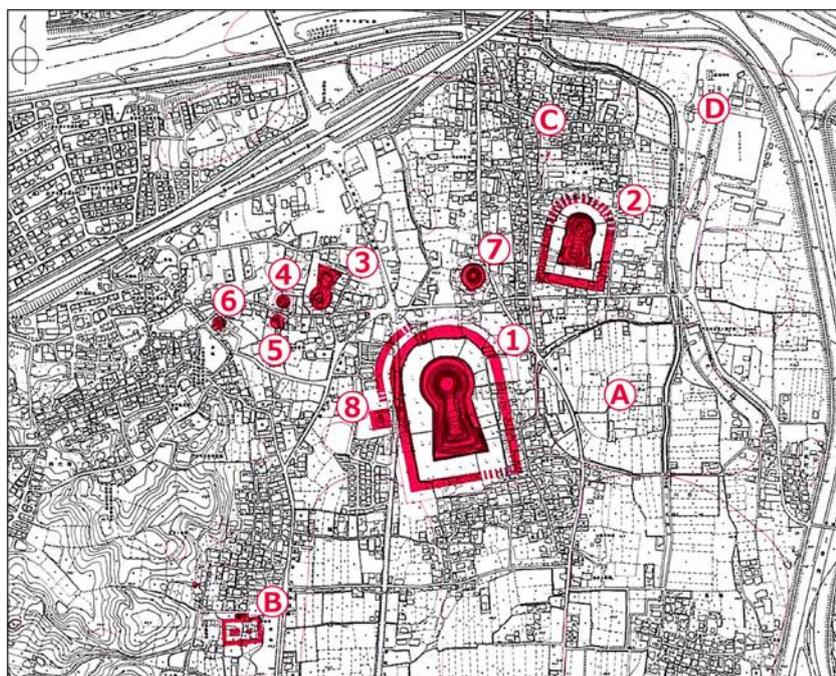
史跡大塚山古墳群は、河合町の北東部、奈良盆地の諸河川合流点に位置する前方後円墳3基(大塚山古墳・城山古墳・高山塚一号古墳)、円墳4基(丸山古墳・高山塚二号古墳・高山塚三号古墳・高山塚四号古墳)、方墳1基(九僧塚古墳)の計8基からなる古墳群で、5世紀後半から6世紀初頭にかけて築造されたと考えられている。

古墳群中最大の大塚山古墳は墳丘全長197mを測り、5世紀後半の築造と考えられる。同時期に築造された古墳では奈良盆地内で最大級の規模である。周囲には周濠が巡り、さらに一部で堤及び外濠(史跡指定地外)が遺存している。大塚山古墳は地域の古図には王塚山あるいは王墓山と記され、王の墓として親しまれてきた。大塚山古墳の東隣には昭和38年まで小学校があり、授業の一環として、あるいは授業の合間に墳丘に登って遊んだといわれている。前方部頂上には地域住民によって建てられた明治天皇の記念碑もある。周濠部は水田として、墳丘部は里山として利用され、これまで日常生活の一部として存在してきた。

大塚山古墳の北東に位置する城山古墳は、群中で最も遅い6世紀初頭の築造と考えられている。墳丘長約108mを測り、同時期では奈良盆地内で最大級の古墳として知られている。城山古墳は吉田山城守義辰の居館跡とも言われる市場垣内遺跡の近くに所在し、大塚山古墳が河合城として活用されたのと同様に砦としていたと考えられる。現在、周濠部は水田として、墳丘部は畑として利用されている。

高山塚一号古墳は地元では中良塚(なからづか)古墳と呼ばれているが、この名称は古墳が存在する地域の地名である穴闇(なぐら)の塚の転訛と考えられている。

九僧塚古墳は9人の僧侶が埋葬されているとの伝承が残っており、代々語り継がれた地域の歴史の欠くことのできない要素である。



- ① 大塚山古墳
- ② 城山古墳
- ③ 高山塚一号古墳
- ④ 高山塚二号古墳
- ⑤ 高山塚三号古墳
- ⑥ 高山塚四号古墳
- ⑦ 丸山古墳
- ⑧ 九僧塚古墳
- Ⓐ 宮堂遺跡
- Ⓑ 長林寺
- Ⓒ 市場垣内遺跡
- Ⓓ 廣瀬神社

図20 史跡大塚山古墳群と周辺の遺跡等分布図

これら 8 基の古墳は、群全体としてほとんど年代差がなく、一気に群が形成されたとみられ、分布状況・群構成からも非常にまとまった古墳群として重視されたことから、昭和 31(1956)年 12 月 28 日一括で国指定史跡に指定された。

第 2 節 指定の状況

(1) 史跡指定告示

○ 昭和 31 年 文化財保護委員会告示第 75 号(※ 当該部分抜粋)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、次のとおり指定する。

昭和 31 年 12 月 28 日

文化財保護委員会委員長 河井 彌八

種別	名称	所在地	地域
史跡	大塚山古墳群 大塚山古墳	奈良県北葛城郡河合村 大字川合字大塚山	947 番、948 番ノ 1、948 番ノ 2、949 番から 960 番まで
		同池田	941 番から 945 番まで、946 番ノ 1、946 番ノ 2、961 番ノ 1 から 961 番ノ 3 まで、962 番ノ 1 から 962 番ノ 3 まで、963 番ノ 1 から 963 番ノ 3 まで、964 番から 973 番まで、980 番ノ 1、980 番ノ 2、981 番から 987 番まで
	城山古墳	同字城山	535 番から 547 番まで
		同字山ノ間	491 番ノ 1、491 番ノ 2、534 番、548 番から 556 番まで、557 番ノ 1、557 番ノ 2、558 番、559 番
	高山塚一号古墳	同大字穴闇字中良塚	211 番ノ 1、212 番、219 番、220 番、221 番
		同字尼垣内	221 番
	高山塚二号古墳	同字中良塚	215 番
	高山塚三号古墳	同字畑前	168 番
	高山塚四号古墳	同	155 番
	九僧塚古墳	同字松ノ下	76 番
	丸山古墳	同大字川合字丸山	888 番
			右地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

※ 内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。

種別：史跡

名称：大塚山古墳群

大塚山古墳

城山古墳

丸山古墳

高山塚一号古墳
高山塚二号古墳
高山塚三号古墳
高山塚四号古墳
九僧塚古墳

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所在地：奈良県北葛城郡河合町大字川合 941 番地 外 96 筆 (※ 現在の表示による)

指定方法：地番指定

指定面積：64,251.69 m²(※ 登記簿面積)

指定管理団体：河合町(昭和 33 年 9 月 20 日文化庁告示第 66 号)



図 21 大塚山古墳群周辺の航空写真(昭和 23 年 9 月撮影)

(2) 指定説明文

馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に存する古墳群であり、大塚山古墳はその主体をなしている。ほぼ南面する前方後円墳で主軸の長さ約 190m を有する壮大な墳丘をなし、三段築成より成る。堀の跡をとどめ、保存の状態も良好である。附近に九僧塚古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚古墳等がある。九僧塚古墳は大塚山古墳の西方に接して存し、一辺の長さ約 30m を有する二段築成の方形墳である。城山

古墳は大塚山古墳の東北約 300m の地にあり、南面する前方後円墳で主軸の長さ約 90m を有し、墳土は二段に築成され、堀の跡をとどめている。その南方約 150m の地に丸山古墳と称せられる円墳がある。高山塚もまた大塚山古墳の西北方約 160m をへだてて存し東北に面する前方後円墳で主軸の長さ約 80m を有し、二段築成よりなり、堀の跡を存する。附近に三基の小円墳がある。

これらの古墳は、宏壮な封土を有する大塚山古墳を中心として分布しており、前方後円墳、方墳、円墳等より成り、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要な存在をなすものである。

文化庁「国指定文化財等データベース」より

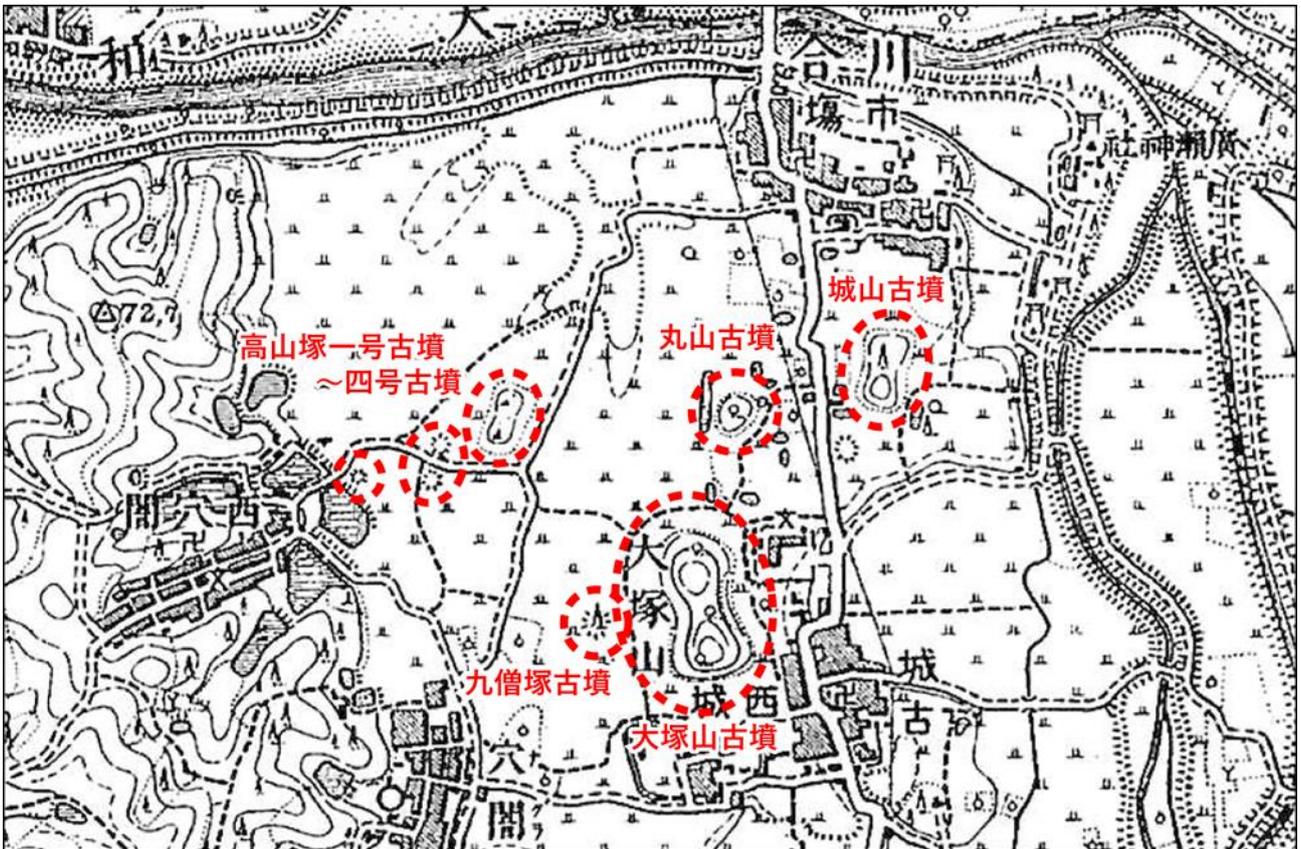


図 22 大塚山古墳群周辺の旧版地図(明治 43 年発行、一部加筆)

第 3 節 大塚山古墳群の概要

大塚山古墳

大塚山古墳群の中心的な古墳で、奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 197m、後円部径約 108m、後円部高約 15.8m、前方部幅約 110m、前方部高約 16.4m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、墳丘の周囲には周濠が巡っていることが現在の水田の地割りで明瞭に観察され、幅はくびれ部で約 49m、後円部北側で約 35m、前方部南側で約 39m を測る。

周濠を取り巻く周堤部分は後世の開墾による削平を受けているが、地割りに痕跡を留めている部分も

ある。北西側では、周堤本体は県道により破壊されているものの、県道より西側で部分的に遺存している。東側は現在の住居部分が周辺より高く、周堤上に住居が建てられている状況が窺える。これらの状況から周堤の幅はおおむね 20m 程度である。

さらに、平成 9(1997)年度の調査で、北西側の周堤の外側に幅約 15m の溝状遺構が存在することが明らかになっている。この遺構の西側上端は、平成 8(1996)年度の発掘調査で検出した九僧塚古墳東側裾部に合致する。また、大塚山古墳の東側で現況の道路が屈曲する部分があり、九僧塚古墳の位置に対応する。このことから、大塚山古墳の主軸に対して左右対称の位置に同規模の墳丘があった可能性があり、九僧塚古墳が大塚山古墳と有機的なつながりをもつ古墳であったことが言える。つまり、九僧塚古墳は人体埋葬のための独立した古墳であるというより、大塚山古墳に伴って造られた鉄製品等の副葬品埋納用の墳丘であると考えられ、大塚山古墳の一部と位置づけることができよう。

大塚山古墳の墳丘の遺存状況は良好で、3 段に築成されている状況が観察できるが、東側くびれ部 1 段目は畑として開墾されており、この部分で若干墳形が乱れている。現在、後円部は竹林、前方部の大部分は雑木林であるが、年々竹林が広がってきており、遺構の保存に重大な影響を与えつつある。

後円部頂上には窪地があり、周辺に石材が散乱していることから、内部主体は竪穴式石室であったと思われる。また、明治 40(1907)年の大演習に際して明治天皇の本部が置かれたこともあり、墳頂部はかなり削平されているようである。前方部墳頂部には前述の明治天皇の記念碑が建てられている。

遺物として、埴輪と土師器が知られている。埴輪は円筒埴輪の他、朝顔形・家形・蓋形がある。後円部 1 段目で直径 10 cm の円筒に小型の盾を取り付けた埴輪が採集されており、家形埴輪の円柱部分と推定されている。また、かつては後円部墳頂で石室が開口しており、勾玉等が散布していたと言われている。土師器は後円部墳頂で採集されたもので、須恵器の坏及び高坏を模倣したもので、赤彩が施されている。



図 23 大塚山古墳



図 24 大塚山古墳 CS 立体図

大塚山という地名は、廣瀬神社に伝わる『和州廣瀬郡廣瀬大明神之圖』に「王塚山」と記されている。この絵図の成立年代は不詳であるが、江戸時代前期以前のもと考えられており、その時期には「王塚山」と呼ばれていたことがわかる。さらに、明治3(1870)年の川合村の絵図には「王墓山」と記されている。また、現在、大塚山古墳の南東に護信寺という寺があるが、この寺の山号は「星陵(せいりょう)山」といい、大塚山古墳の性格を考える上で非常に興味深い。



図 25 埴輪(人物)



図 26 埴輪(盾形)



図 27 円筒埴輪(船線刻)



図 28 土師器坏

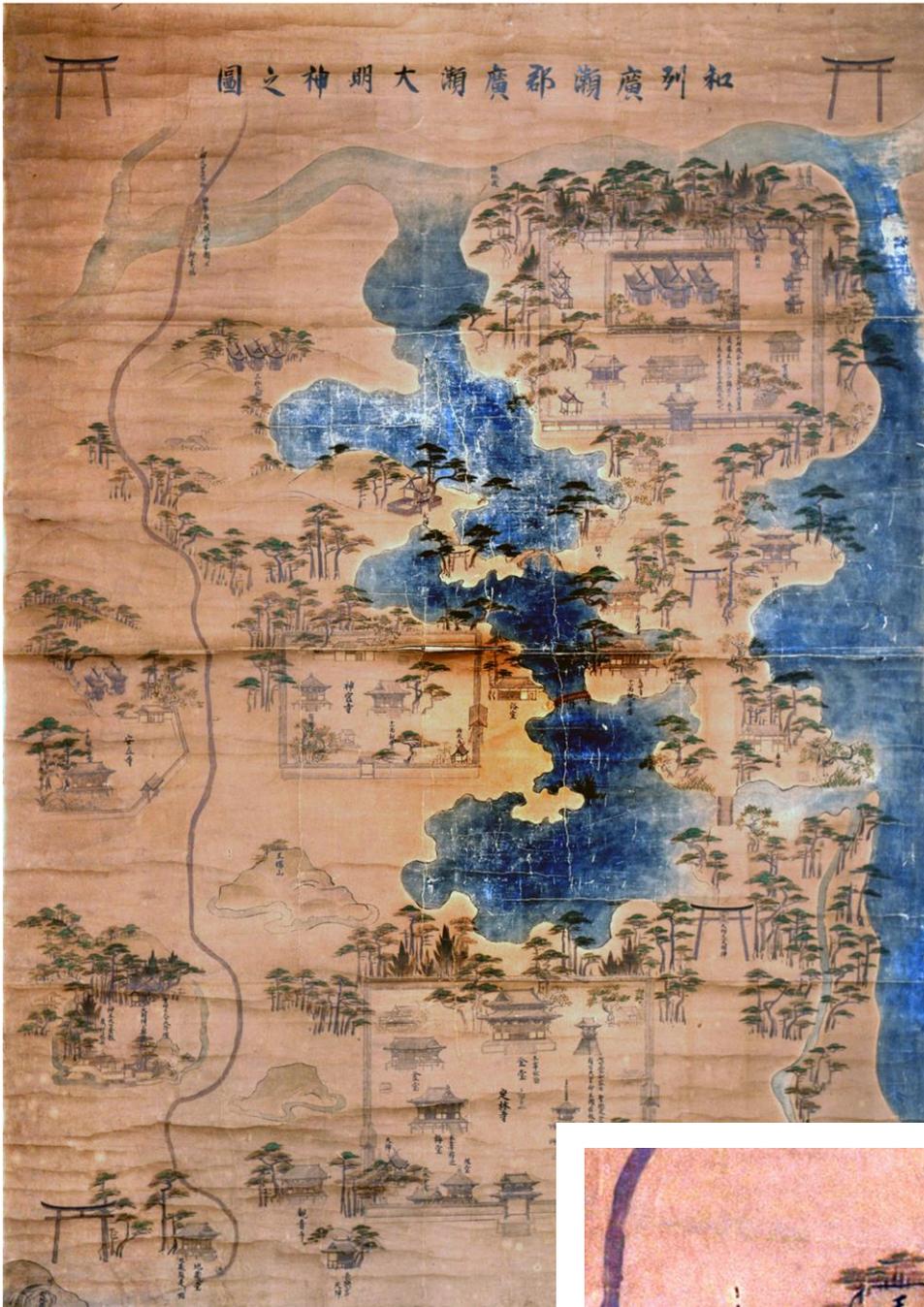


図 29 『和州廣瀨郡廣瀨大明神之圖』
(廣瀨神社蔵)



図 30 上記絵図部分(大塚山古墳)

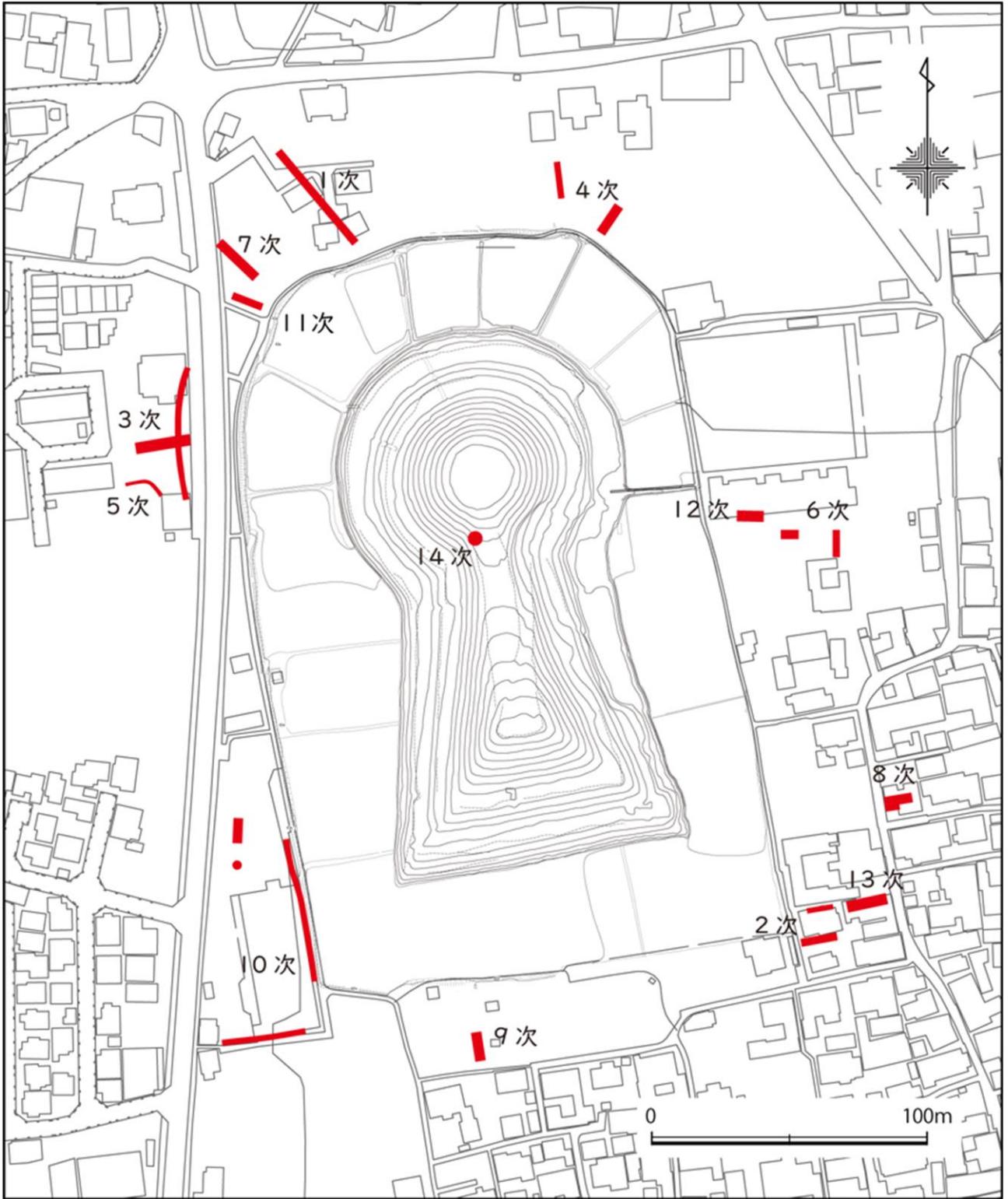


図 31 大塚山古墳トレンチ位置図

城山古墳

大塚山古墳群中最後に造られたと考えられる古墳で、古墳時代後期の初め頃と考えられる。同時期では奈良県下でも有数の大型前方後円墳である。全長約 109m、後円部径約 60m、後円部高約 10m、前方部幅約 73m、前方部高約 10m の規模を有し、前方部を南に向けている。また、現在は水田になっているが、周濠が巡っていることが明瞭に観察され、幅がくびれ部で約 25m、後円部北側で約 18m、前方部南側で約 20m を測る。しかし、この周濠は後円部側で拡張された部分があり、本来の形であるかどうかは不明である。墳丘には埴輪が巡り、葺石が施されていたと思われる。

埋葬施設は不明であるが、地元の話では、かつては石室が開口していたようで、その構造は横穴式石室を連想させる。



図 32 城山古墳

高山塚一号古墳(中良塚古墳)

大塚山古墳の北西に位置する前方後円墳で、全長約 88m、後円部径約 45m、後円部高約 6.5m、前方部幅約 50m、前方部高約 6.5m を測る。大塚山古墳・城山古墳とは向きが異なり、前方部を北に向けている。墳丘は全面が開墾されており、後円部上段は大きく抉られている。段築は 2 段で、円筒埴輪列が巡り、葺石が施されている。周濠は西側で遺存しており、幅約 14m を測る。他の部分では現状で宅地になっており、家屋や倉庫が建てられている。外堤は判然としないが、周濠部や周濠外側隣接地での発掘調査の結果、本来は外堤があり既に上面は削平されたと考えられる。



図 33 城山古墳 CS 立体図

大塚山古墳群のなかでは採集されている埴輪の量がもっとも多く、円筒埴輪の他、朝顔形埴輪・家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪がある。

地元では「中良塚」と呼んでいるが、これは「なぐらづか(穴闇塚)」の転訛と考えられる。

高山塚二号古墳(高山 2 号墳)

高山塚一号古墳(中良塚古墳)の西側に隣接する円墳。現状では東西 16m、南北 18m、高さ 3m である

が周辺の発掘調査によって、幅約 6m の周濠が確認され、本来は直径約 35m 程度の円墳であったと推定される。

墳丘の西側は崖状を呈していたが、平成 6(1994)年度に崩壊防止のために若干の盛土を施し、芝生を張っている。その際、崖面を調査したが、砂質土で核になる墳丘を造り、その後、全体を粘質土で覆うように墳丘を構築している。また埋葬施設は既に失われているものと思われる。

周濠部の発掘調査により人物埴輪の腕の部分や動物埴輪の一部が出土し、人物埴輪出現期の資料として注目されている。

高山塚三号古墳(高山 3 号墳)

高山塚二号古墳同様、現状では東西 18m、南北 20m、高さ 2m であるが、本来は直径約 25m 以下であったと思われる。平成 3(1991)年度の発掘調査で周濠を確認しており、滑石製勾玉が出土している。また、平成 25(2013)年度の発掘調査では、北側墳丘裾を確認している。

高山塚四号古墳(高山 4 号墳)

現状では東西 16m、南北 10m 程度、高さ 3m を測る。平成 19(2007)年度の発掘調査では、僅かな範囲ながらも周溝を確認しており、そこから本来の墳丘規模については直径 20m 以上あったことが推測される。



図 34 高山塚一号古墳

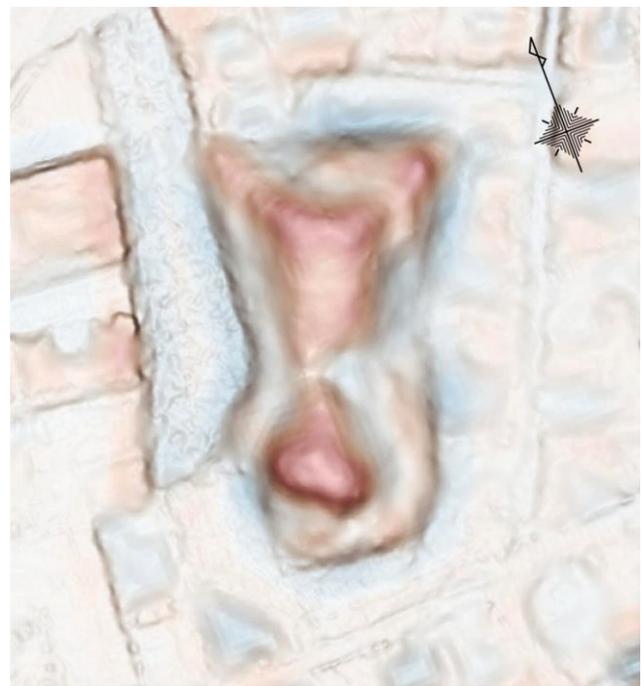


図 35 高山塚一号古墳 CS 立体図

丸山古墳

大塚山古墳の北側に位置する円墳。直径約 48m を測る。2 段築成。『大和国古墳墓取調書』には「第 679 号 廣瀬郡河合村大字河合ニ在リ字丸山ト云ウ一圓丘ニテ三段ニ構造セリ而シテ周囲尚稍濠痕ヲ留メ南方少許濠ヲ存ス取傳等ノ考証ニ資スベキモノナキモ其形状ヨリ見ルトキハ上古ノ陵制ニ適ヘリ尚詳査ヲ要スルモノナリ」と記され、周濠が巡る状況が描かれているが、現状では周濠の有無は判別できない。

測量図から南側に張り出す地形が読み取れ、造り出しの可能性が考えられるが、現状では草木に覆われ、詳細は不明である。



図 36 丸山古墳

九僧塚古墳

大塚山古墳の西側に位置する方墳。現状では東西約 27m、南北約 38m、高さ約 3m の規模である。墳丘は全面が畑として開墾され、また、周囲も水田として耕作されていることから、墳形はかなり改変されている。本来は 2 段築成の方墳であったと考えられ、平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度にかけて実施した範囲確認調査で、墳丘裾が確認されたことから、一辺 35m の方墳であることが判明している。

従来、当古墳の名称が「九僧塚」であることから、かつて、周辺にいくつかの古墳が存在した可能性が考えられてきたが、大塚山古墳の項で記したように、九僧塚古墳は大塚山古墳の副葬品(主に鉄製品)埋納のための墳丘と考えられる。「九僧塚」の名称の由来については詳らかではない。



図 37 『大和国古墳墓取調書』丸山古墳の部分

第4節 土地の状況

史跡大塚山古墳群の指定地面積は 64,251.69 m²である。土地所有区分は国有地 99 m²(0.15%)、町有地 44,092.62 m²(68.62%)、民有地 20,060.07 m²(31.23%)となっている。

また、地目別面積は田 36,922.00 m²(57.46%)、山林 20,552.00 m²(31.99%)、塚 3,528.00 m²(5.49%)、畑 1,385.00 m²(2.16%)、宅地 1,185.68 m²(1.85%)、溜池 407.00 m²(0.63%)、用悪水路 141.61 m²(0.22%)、公衆用道路 124.00 m²(0.19%)、学校用地 6.40 m²(0.01%)である。

表2 史跡大塚山古墳群地籍一覧表

大塚山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
川合	941	田	1,127.00	町有地	
川合	942	田	838.00	町有地	
川合	943	田	877.00	町有地	
川合	944	田	1,002.00	町有地	
川合	945	田	1,065.00	民有地	
川合	946-1	田	866.00	町有地	
川合	946-3	公衆用道路	99.00	国有地	
川合	946-4	宅地	10.27	町有地	
川合	947	山林	1,241.00	町有地	
川合	948	山林	1,093.00	町有地	
川合	949	山林	979.00	町有地	
川合	950	山林	1,452.00	町有地	
川合	951	山林	1,167.00	町有地	
川合	952	山林	1,563.00	町有地	
川合	953	山林	1,532.00	町有地	
川合	954	山林	1,210.00	町有地	
川合	955	山林	1,707.00	町有地	
川合	956	山林	676.00	町有地	
川合	957	山林	514.00	町有地	
川合	958	山林	466.00	町有地	
川合	959	山林	340.00	町有地	
川合	960	田	1,640.00	町有地	
川合	961-1	田	435.00	町有地	
川合	961-2	畑	358.00	町有地	
川合	961-3	畑	475.00	町有地	
川合	962-1	田	247.00	町有地	
川合	962-2	田	439.00	町有地	

川合	962-4	用悪水路	26.00	町有地	
川合	963-1	田	459.00	町有地	
川合	963-2	田	379.00	町有地	
川合	963-3	学校用地	6.40	町有地	
川合	963-4	用悪水路	7.61	町有地	
川合	963-5	公衆用道路	25.00	町有地	
川合	964	田	852.00	町有地	
川合	965	田	309.00	町有地	
川合	966	田	785.00	町有地	
川合	967	田	743.00	町有地	
川合	968	田	675.00	町有地	
川合	969	田	888.00	町有地	
川合	970	田	1116.00	町有地	
川合	971	田	1,159.00	町有地	
川合	972	田	625.00	町有地	
川合	973	田	1,418.00	町有地	
川合	980-1	田	258.00	町有地	
川合	980-2	田	76.00	町有地	
川合	981	田	1,179.00	町有地	
川合	982	田	1,792.00	町有地	
川合	984	田	1,329.00	町有地	小屋
川合	985	田	792.00	町有地	
川合	986	田	1,595.00	町有地	
川合	987	田	1,251.00	町有地	

城山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
川合	491-1	畑	552.00	民有地	小屋
川合	534	田	1,225.00	民有地	
川合	535	山林	538.00	民有地	
川合	537	山林	697.00	民有地	
川合	538	山林	168.00	民有地	
川合	539	山林	307.00	民有地	
川合	540	山林	277.00	民有地	
川合	541	山林	535.00	民有地	
川合	542	山林	290.00	民有地	
川合	543	山林	277.00	民有地	

川合	544	山林	267.00	民有地	
川合	545	山林	185.00	寺院	
川合	546	山林	829.00	民有地	
川合	547	山林	102.00	民有地	
川合	548-1	田	951.00	民有地	小屋
川合	548-2	用悪水路	55.00	民有地	
川合	549	溜池	407.00	民有地	小屋(盛土)
川合	551-1	田	883.00	民有地	
川合	551-2	用悪水路	23.00	民有地	
川合	552-1	田	1.236.00	民有地	倉庫(条件付許可)
川合	552-2	用悪水路	23.00	民有地	
川合	554-1	田	385.00	町有地	
川合	554-2	用悪水路	7.00	町有地	
川合	555	田	979.00	民有地	
川合	556	田	490.00	民有地	盛土
川合	557	田	1.047.00	民有地	
川合	558	田	376.00	民有地	鶏舎
川合	559	田	929.00	民有地	鶏舎
川合	1220	山林	175.00	共有地	

高山塚一号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(m ²)	所有区分	備考
穴闇	211-1	田	391.00	民有地	住宅2棟
穴闇	211-3	宅地	198.34	町有地	
穴闇	211-5	田	336.00	民有地	
穴闇	211-6	田	328.00	町有地	
穴闇	212	宅地	376.00	町有地	
穴闇	219-1	田	555.00	町有地	
穴闇	219-2	田	467.00	町有地	
穴闇	219-3	田	128.00	町有地	
穴闇	219-4	宅地	19.27	民有地	住宅
穴闇	220	塚	2.975.00	町有地	
穴闇	221-1	宅地	240.24	民有地	倉庫物置
穴闇	221-2	宅地	341.56	民有地	住宅(条件付許可)

高山塚二号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
穴闇	215	塚	185.00	町有地	

高山塚三号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
穴闇	168	塚	181.00	町有地	

高山塚四号古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
穴闇	155	塚	95.00	町有地	

丸山古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
川合	888	山林	1,965.00	民有地	

九僧塚古墳

大字	地番	地目	公簿面積(㎡)	所有区分	備考
穴闇	76	塚	92.00	町有地	

第5節 各種法令による位置づけ

史跡大塚山古墳群における関連の法規制については下記表のとおりである。

表3 関係法令一覧

法規制の種類		内 容	所管
文化財保護法		大塚山古墳群は昭和31年12月28日に史跡に指定されており、史跡範囲内における現状変更は文化庁長官の許可が必要である。また、史跡に隣接する埋蔵文化財包蔵地内における開発行為については届け出が必要である。	文化庁
都市計画法		平成22年度に新しく施行された都市計画では、区域区分を定めない非線引き都市計画区域となり、用途地域と特定用途制限地域に区分されている。 大塚山古墳群周辺は、用地地域の第1種住居地域に該当する。 第一種住居地域は、良好な住環境の保護を目的として設定されており、建築基準法による用途制限により、建築できる建物は、住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿・兼用住宅・3000㎡以下の店舗や事務所・3000㎡以下の運動施設や展示場等・公共施設・病院・学校等となっている。また、高さ制限が15m以下となっている。	国土交通省
土砂災害対策に関する法律等	砂防法	史跡範囲内及び隣接地では、砂防指定地に <u>該当する箇所はない</u> 。	
	土砂災害防止法	史跡範囲内及び隣接地では、土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域に <u>該当する箇所はない</u> 。	
	土砂災害危険箇所	史跡範囲内及び隣接地では、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に <u>該当する箇所がない</u> 。	
	地すべり等防止法	史跡範囲内及び隣接地では、地すべり防止区域の <u>該当箇所はない</u> 。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	大塚山古墳群では、急傾斜地崩壊危険区域の <u>該当箇所はない</u> 。	
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）		史跡範囲内では <u>城山古墳が農業振興地域に指定されている</u> が、農用地区域の指定はされていない。	農林水産省
景観法		河合町では景観法に基づく景観行政団体の指定は受けていないが、奈良県景観条例に基づく奈良県景観計画では <u>景観計画区域に指定されている</u> 。	国土交通省